

第1章 総論

第1節 計画概要

1 計画の目的

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）は、ごみの発生から排出、収集・運搬、処理・処分及び再生利用について総合的な検討を行い、長期的及び総合的な視野に立って、西秋川衛生組合（以下「組合」という。）の一般廃棄物（ごみ）処理についての基本方針となるものであり、あきる野市、日の出町及び檜原村（以下「組織市町村」という。）の住民、事業者及び行政の三者の連携・協力をもって発生抑制・再資源化の目標達成を図り、循環型社会の実現を目指す。

2 計画概要

（1）基本計画策定の役割

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の規定により策定するものであり、その内容等については、旧厚生省の通知等に基づく。

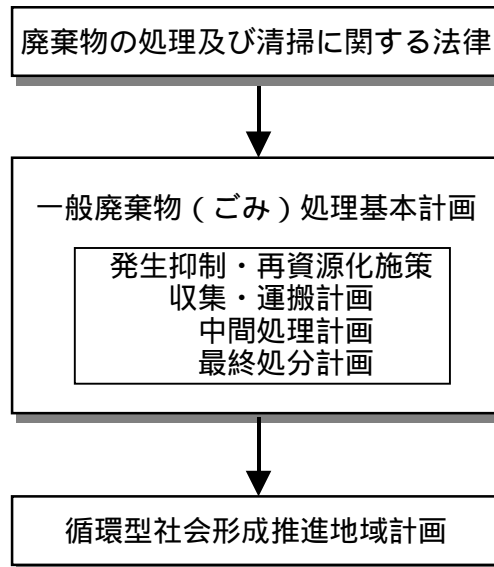
一般廃棄物の処理は、市町村が行う業務とされており、収集、処分方法の検討等、幅広い施策が要求される。

また、住民生活や事業活動と密接に関連し、生活様式や経済状況の変化に応じた体制をとる必要があるため、長期的な視野に立った廃棄物行政を推進しなければならない。

よって、組合の長期的な行政目標と方針を設定し、組織市町村との相互調整に基づき、効率的かつ継続的に施策を推進するものである。

(2) 本計画の位置付け

本計画の位置付けを以下に示す。



[図1 -1 -1] 計画の位置付け

(3) 計画目標年次

本計画は、平成19年度を初年度とし、15年後の平成33年度を計画目標年次とする。

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 計画目標年次 平成33年度

計画目標年次について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について（平成5年3月15日衛環第83号）からの抜粋

「一般廃棄物処理基本計画」は、長期的視野に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画と位置付けており、「基本計画は、10～15年の長期計画とし、おおむね5年ごとに改訂するほか、計画の前提になる諸条件に大きな変化があった場合にも見直しを行うことが適切である」と定めている。

したがって、本計画は、この指針に基づき15年後の平成33年度を計画目標年次とした。

また、西秋川衛生組合の計画している熱回収施設の規模算定の計画目標年次を、施設の稼働後7年後の平成30年度とした（平成15年12月15日環廃対発第031215002号）。

3 ごみ処理の基本方針

(1) ごみ処理の基本姿勢

本計画の策定に当たって、地域の将来像及び圏域住民の生活様式の変化、さらに産業構造の変化等を考慮し、ごみ発生量や質の多様化を的確に予測しながら、中長期的に安定した適正処理ができるように対応していかなければならない。

また、今後のごみ処理施策は、国の方針でもある循環型社会構築に向けて、発生抑制・再使用・再資源化の「3R」を最重点課題ととらえたうえで、効果的かつ効率的な中間処理・最終処分の「廃棄物の適正処理・処分」を更に整備・確立する必要がある。

この課題は、排出者となる住民及び事業所を含めた圏域全体の課題として捉え、その達成に当たっては、組織市町村と連携を図り進めていくものとする。

(2) 基本方針

次に掲げる事項を基本方針とし、3R（発生抑制・再使用・再資源化）と、一般廃棄物の収集・運搬及び適正処理・処分を一体的に推進するものとする。

ア 循環型社会形成の推進

具体的な方策・施策を定め、排出抑制の徹底及び再資源化量の増加を目指す。

減量化・再使用：組織市町村と連携した、啓発活動を推進する。

再資源化：ごみ分別収集の徹底を図り、資源化率向上を推進し、さらに再生品等の積極利用を促進する。

余熱利用：中間処理施設の余熱の有効利用を検討する。

イ 適正処理・処分の推進

中間処理及び最終処分は、衛生的で適正な処理・処分を行う。

(ア) 中間処理施設の計画と維持管理

資源化できないごみを適正に処理し、環境保全を図るため、長期的に安定した処理性能を維持できる施設計画を行うとともに、費用対効果の高い適正な維持管理の方法の検討を行う。

(イ) 最終処分場容量の確保

ごみの減量化・減容化を行うことにより最終処分場の負荷軽減を図るとともに、最終処分場の埋立物を新たに建設する中間処理施設で熔融処理し、最終処分場の容量の確保を行う。

ウ 生活環境の確保

組合は、組織市町村が行うごみの収集・運搬と、一体になって中間処理を速やかに行うことにより衛生的な生活環境の保全に努める。

4 上位関連計画の確認

(1) 東京都計画

ア 東京都環境基本計画の基本理念

近代都市においては、自動車の増大に伴う大気汚染や化学物質による健康被害の懸念等、都民の健康と安全を脅かす直接的な危機と、膨大なエネルギー消費に伴うヒートアイランド現象の発生や二酸化炭素の増加による地球温暖化等、都市と地球の持続可能性の危機の二つの危機に直面している。

これらの危機は、単に東京都だけの問題にとどまらず、人類の存続にかかわる全世界共通の重要課題となっている。こうした環境の危機の認識のもと、環境施策における都の果たすべき責務と可能性等を踏まえ、「健康で安全な環境の確保と持続可能な社会への変革を、東京から実現する」を基本理念として掲げ、平成14年1月、新たな「東京都環境基本計画」を策定した。

都の計画では、おおむね2015年を目途に、できる限り具体的な数値目標を設定し、施策の方向を示している。

(ア) 健康で安全な環境の確保

「浮遊粒子状物質の環境基準を2010年度までにすべての測定局で達成する」ことを目標に、(1)自動車公害対策の徹底、(2)有害化学物質対策の推進、(3)騒音・振動等の防止に取り組む。

(イ) 都市と地球の持続可能性の確保

「2010年度までに東京の温室効果ガス排出量を、1990年度対比で6%削減する」ことを目標に、(1)地球温暖化の防止、(2)ヒートアイランド対策の展開、(3)廃棄物の発生抑制・リサイクルと適正な処理の推進に取り組む。東京の二酸化炭素排出量は、2010年度には1990年度比で15%程度増加することが予測されるため、2010年度に1990年度比6%削減の目標を達成するには、約20ポイントの削減が必要となっている。

(ウ) 自然環境の保全と再生

「人工林は計画的な間伐等の実施や混交林化の推進などにより、公益的機能の回復を目指す」ことを目標に、(1)緑の保全と再生、(2)水質の保全と水循環・水辺環境の再生、(3)生物多様性の確保と自然とのふれあいの場を生みだすことに努める。

また、こうした施策を強力に推進していくための仕組みとして、「環境配慮を優先した都市づくりの推進」「首都圏連携」「情報受発信機能の強化とパートナーシップの推進」等7つの方向からの取り組みを進めている。

(エ) 環境の確保に関する配慮の指針

健康で安全な環境を実現し、都市と地球の持続可能性を確保するためには、行政・事業者・都民・民間団体の各主体が環境の確保に対して適切な配慮を行うことが求められている。

イ 東京都廃棄物処理計画

(ア) 位置付け

- a 東京都廃棄物処理計画は、都の廃棄物行政の基本的な方向を示すものであり、東京都環境基本計画に基づく個別分野の計画である。
- b 計画期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間とする。
- c 東京から循環型社会を実現していくために必要な施策を定めるものであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定に基づき策定する計画である。

(イ) 循環型社会への変革にむけて

- a 基本理念：循環型社会への変革
 - (a) 製品の省資源化や長寿命化が進むとともに、できるだけ資源を消費しないライフスタイルが定着している。廃棄物等の発生を抑制する取組が進み、経済性と環境への負荷とを勘案した上で望ましいリユース（再使用）やリサイクルの取組が一層推進されている。その結果、温室効果ガスの削減が進み、天然資源の消費量と廃棄物等の排出量の抑制が図られている。
 - (b) 不要となって排出された廃棄物については、可能な限り埋立処分量が削減されている。また、処理の過程におけるエネルギー消費量が抑制され、有害物質等の管理も徹底されている。その結果、環境に与える負荷や有害物質等によるリスクが、最小限に抑えられた安全で安心できる住み良い生活環境が保たれている。
- b 循環型社会への変革に向けて都が果たすべき役割
東京都環境基本計画においては、東京都には、より広域的、地球的規模での環境問題に対して、先駆的な取組を開始すべき責務があるとして、「健康で安全な環境の確保と持続可能な社会への変革を、東京から実現する」ことを基本理念として掲げている。個別分野の計画である本計画においても、この東京都環境基本計画の理念を踏まえ、地球規模の視点に立って現在の課題をとらえた上で、循環型社会への変革に向けた先駆的な取組を東京から発信していく。
- c 循環型社会への変革に向けた方向性
 - (a) 発生抑制・リサイクルの推進
 - ・発生抑制・リサイクルに係る都民、事業者の社会的責任の徹底
 - ・事業者の自発的取組を促進する仕組みづくり
 - (b) 廃棄物処理・リサイクルに係る環境リスクの低減

- ・ 廃棄物の適正処理に向けた都民、事業者の社会的責任の徹底
- ・ 廃棄物処理の流れを透明化し、追跡管理する仕組みづくり
- ・ 産業廃棄物の排出量の多い大都市東京から先導的な取組を展開
- (c) 健全な廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展の促進
- (ウ) 今後5年間の東京都の施策
 - a 東京が直面している6つの廃棄物問題
 - (a) 依然として廃棄物を大量に発生させている社会
 - (b) 埋立処分に依存している廃プラスチック類
 - (c) 有効活用されていない大量の建設泥土
 - (d) 徹底すべき有害廃棄物等の適正処理
 - (e) 後を絶たない廃棄物の不適正処理
 - (f) 健全な発展が求められる廃棄物処理・リサイクルビジネス
 - b 計画目標
 - (a) 平成22年度の最終処分量を160万トンに削減する。
(平成16年度対比35%減)
 - (b) 廃プラスチック類のリサイクルを促進し、埋立処分量をゼロにする。
 - (c) 建設泥土の再生利用量を5割増加させる。
 - (d) 有害廃棄物の都内処理体制を確立する。
 - (e) 首都圏における広域連携を強化し、産業廃棄物の不法投棄をゼロにする。
 - (f) 優良な産業廃棄物処理業者が市場価値を高めていくことができる仕組みを構築する。
- (エ) 主要施策
 - a 発生抑制・リサイクルの促進
 - (a) 発生抑制の促進
 - ・ 容器包装廃棄物の発生抑制の促進
 - ・ 家庭ごみの有料化の促進
 - ・ 建物の長寿命化による建設廃棄物の発生抑制の促進
 - ・ 環境学習の推進
 - (b) 産業廃棄物のリサイクル促進
 - ・ 廃プラスチック類のリサイクル促進
 - ・ 建設泥土の有効利用の促進
 - (c) 一般廃棄物のリサイクル促進
 - ・ 廃プラスチック類のリサイクル促進
 - ・ 製造事業者等による回収・再資源化等の仕組みづくり
 - ・ 区市町村の施設整備や分別収集促進等に対する支援等
 - b 廃棄物処理・リサイクルに係る環境リスクの低減

- (a) 有害廃棄物の都内処理の推進
 - ・飛散性アスベスト廃棄物の適正処理の促進
 - ・感染性廃棄物の適正処理の促進
 - ・P C B 廃棄物の適正処理の促進
- (b) 産業廃棄物の不法投棄対策の強化
 - ・他縣市との連携など広域的な不法投棄対策の充実
 - ・建設廃棄物を総合的に管理するシステムの構築
 - ・排出事業者・処理業者の報告・公表制度の実施
 - ・I C タグ等による感染性廃棄物の追跡システムの拡大
- (c) 一般廃棄物の安定的な処理の確保
 - ・区市町村間の広域連携構築等に関する区市町村に対する支援
 - ・埋立処分量の削減に関する支援等
- c 健全な廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展の促進
 - (a) スーパーエコタウン事業による先進的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備促進
 - (b) 優良な取組を行っている処理業者を評価する仕組みづくり
 - (c) 排出事業者・処理業者の報告・公表制度の実施再掲
 - (d) 適正処理・リサイクルの先導的事例の紹介等による、事業者の優れた取組の普及促進
 - (e) 産学公連携などによる新たなリサイクル方策の調査研究
- d 計画の推進
 - (a) 計画の推進
 - ・都民・事業者や区市町村、近隣自治体等と連携し、本計画を着実に実行
 - ・自らも先駆的に取り組み、広域自治体として強いリーダーシップを発揮
 - (b) 進捗状況の公表
 - ・東京における循環型社会の形成状況等について、平成18年度から新たに発行する「東京の資源循環（仮称）」により、定期的に公表
 - (c) 計画の見直し
 - ・計画期間の終了前であっても、必要が生じた場合には、計画の見直し・改正を実施

ウ 環境関係基本方針等

(ア) 環境影響評価

都では、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある一定規模の事業の実施に際し、事業実施段階における環境アセスメント制度として、昭和56

年10月から、公害の防止、自然環境、歴史的環境の保全及び景観の保持等について適正な環境配慮がなされるように、「東京都環境影響評価条例」に基づいた環境アセスメント手続を実施している。

[表1-1-1] 環境影響評価条例施行規則の対象事業
(廃棄物処理施設の設置又は変更)

種 類	対象事業の要件(内容・規模の概要)
ごみ処理施設	[設置] 処理施設の種類ごとの処理能力合計200t/日以上 [増設] 増加する処理施設の種類ごとの処理能力合計100t/日以上かつ増加後の処理能力200t/日以上
し尿処理施設	[設置] 処理能力100kl/日以上 [増設] 増加する処理能力50kl/日以上かつ増設後の処理能力100kl/日以上
陸上最終処分場	[設置] 埋立面積1ha以上又は埋立容量5万m ³ 以上(特定有害産業廃棄物については埋立面積1000m ² 以上) [増設] 増加する埋立面積5000m ² 以上かつ増加後面積1ha以上又は増加する埋立容量2.5万m ³ 以上かつ増加後容量5万m ³ 以上(特定有害産業廃棄物については増加する埋立面積500m ² 以上かつ増設後面積1000m ² 以上)
産業廃棄物の中間処理施設	[設置] 敷地面積9000m ² 以上又は建築面積3000m ² 以上 [増設] 増加する敷地面積4500m ² 以上かつ増加後面積9000m ² 以上又は増加する建築面積1500m ² 以上かつ増加後面積3000m ² 以上

(イ) 東京における自然の保護と回復に関する条例

市街地等の緑化、自然地の保護と回復、野生動植物の保護等の施策を推進することにより、東京における自然の保護と回復を図り、広く都民が豊かな自然の恵みを楽しみ、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的とする。自然環境保全地域内においてはその規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築する者は、知事に対し、行為の種類、場所、施行方法、着手予定年月日等の事項を届出なければならない。組合組織市町村では、次の[表1-1-2]の地域が指定されている。

[表1-1-2] 自然環境保全地域

保全地域名	所在地	当初指定年月日 (変更年月日)	指定面積等m ²
檜原南部(都自)	檜原村	S55.4.30 (S63.12.21)	4,053,000
瀬戸岡(歴)	あきる野市	S63.1.9 (H17.8.15)	15,337
横沢入(里)	あきる野市	H18.1.5	485,675

注) (都自) 自然環境保全地域 (国が指定する保全地域に準ずる地域)
 (歴) 歴史環境保全地域 (歴史的遺産と一体となった自然の存する地域)
 (里) 里山保全地域
 (丘陵斜面地と周辺の平坦地にある雑木林や農地等の存する地域)

(ウ) 自然公園

a 秩父多摩甲斐国立公園

秩父多摩甲斐国立公園は、関東平野の西方に横たわる関東山地の大部分を占め、埼玉、東京、山梨、長野の一都三県にまたがり、その区域は東西約70km、南北約40kmにもわたる。雲取山(標高2,017m)から甲武信ヶ岳(2,475m)、国師ヶ岳(2,592m)、金峰山(2,595m)に続く長大な奥秩父主稜を中心に、2,000m級の高峰20数座、1,500m以上の山峰80余を数える山岳公園で、アルプス的な山岳とは趣を異にする日本的な深山幽谷の景観が特徴である。

荒川、多摩川等関東及び本州・中部の代表的な河川がこの公園に水源を発しており、各河川の浸食により、荒川の中津峡や奥多摩の諸渓谷、御岳昇仙峡、西沢渓谷等至る所に深い渓谷が刻まれている。各種水成岩の累層や花崗岩等の性質の異なった岩石が介在するので、浸食の度合いが異なり、山岳や渓谷の景観は変化に富んでいる。

山麓部の暖温性から山頂部の亜高山性に至る植生の垂直分布が明瞭である。標高2,000m以上の山頂部一帯は、鬱蒼としたコメツガやシラビソ等の亜高山性針葉樹林を主とし、林床はコケ類、シダ類に被われ、独特の森林美が見られる。

標高2,000m～1,500mに及ぶ諸河川の源流域等では、コメツガ、トウヒ等の針葉樹に、シラカバ等のカンバ類、ナナカマド、カツラ等の広葉樹を加えた針広混交の自然林が繁茂し、山頂付近と同様にコケ類、シダ類の生育が旺盛である。

標高1,500m～800m付近では、ブナをはじめカエデ類等の広葉樹林

に被われ、新緑、紅葉が美しい。これに続く山麓部の渓流や集落地帯では、古くから林業が盛んなこともあり、主にスギ、ヒノキ、カラマツ等の整然とした人工林で占められている。ツキノワグマ、カモシカ、ニホンザル、オオタカ、クマタカ等動物相も多様である。

b 都立自然公園

自然公園法に基づき、都道府県を代表する優れた風景地について知事が指定する自然公園で、環境大臣が指定する国立公園・国定公園とともに、自然環境の保護と快適で適正な利用を目的として設定されている。現在、全国で309箇所の都道府県立自然公園が指定されている。

組織市町村においては、滝山自然公園（あきる野市）、羽村草花丘陵自然公園（あきる野市）及び秋川丘陵自然公園（あきる野市）が該当している。

c 東京都都民の森条例

都民が森林に対する理解を深め、自然に親しむレクリエーション活動を行う場を提供することにより、東京における森林の健全な育成及び活用並びに都民の健康の増進を図り、林業及び地域の振興に資する目的で設置されている。

名 称	位 置
東京都檜原都民の森	東京都西多摩郡檜原村字数馬

d 首都圏近郊緑地保全区域

首都圏近郊緑地保全区域は、首都圏近郊において無秩序な市街地化を防止し、良好な緑地を保全するため、首都圏近郊緑地保全法に基づき、内閣総理大臣によって指定されている。近郊緑地保全区域は、自然公園と同様、土地の所有権に関係なく指定され、自然保護と土地利用の調和を図るべく、一定規模以上の建築物等の工作物の新・改・増築、土地形質の変更、鉱物・土石の採取、木竹の伐採等を行う場合には、事前に知事あて届出が必要となっている。あきる野市が下表の通り指定されている。

[表1-1-3] 首都圏近郊緑地保全区域

区域名	都市名	計画決定年 年月日	面積 (ha)
滝山	八王子市、あきる野市	S42.2.16	488.0

(平成16年3月31日現在)

e 緑の東京計画

都では21世紀の東京を、環境と共生し、持続的発展が可能な都市とするために緑づくりの方向を示す「緑の東京計画」を平成12年に策定した。

この計画では、緑の面から捉えた施策展開の道筋を総合的・体系的に示し、東京都全域を対象に、おおむね50年後における東京の緑の望ましい将来像を見据えて、平成13年度から平成27年度までの15年間に取り組むべき緑づくりの目標と施策の方向等を明らかにしている。

(2) 組織市町村の総合計画

ア あきる野市環境基本計画

「あきる野市環境基本計画」は、環境基本条例第8条に基づいて策定され、持続的発展が可能な社会の実現に向けて、「歩きたくなるまち 住みたくなるまち あきる野」を望ましい環境像とし、その実現に向けた施策や、市民・事業者・市の三者の役割についてまとめている。

重点的に取り組むべき施策として、生活環境分野で資源を循環させることを挙げている。

(ア) 目標達成の目安

指 標	目標値	現状値
・環境基準の達成率 (大気、水質等)	100%	-
・市民一人一日当たりのごみ排出量	平成16年度比 10%減 (平成27年度)	893 g (平成16年度)
・ごみの資源化率	-	22.3% (平成16年度)

(イ) 体系的な循環型システム構築の推進

廃棄物減量等推進審議会やごみ会議等を通じた取組を進め、買物や消費のあり方の見直し(グリーン購入)を含むごみの発生抑制やリサイクルを一連のシステムとして捉える。

a グリーン購入・ごみの発生抑制の推進

ごみ情報誌「へらすぞう」等で情報提供・啓発を図る。

(a) 省資源・ロングライフ化

(b) ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組んでいる店舗をエコショップとして認定する制度も検討する。

(c) リサイクルフェア(年2回)の実施

- (d) 廃食油石けんづくりの普及
- (e) 生ごみ処理機の導入補助
- (f) E M菌バケツの貸出
- b 資源循環型のシステムづくり
 - (a) ごみの戸別収集・有料化の取組の継続
 - (b) 資源集団回収の実施
 - (c) ペットボトル等の拠点回収
 - (d) 新たなリサイクルシステムの検討
 - (e) 落ち葉・剪定枝のリサイクル方法の検討

(ウ) 環境に配慮した収集・処理の推進

環境低負荷型の収集の実現に向けて、効率的な収集ルートを選定、収集車の低公害化を検討し、清掃工場の適正管理、ダイオキシン類の発生抑制等の対策を講じる。

イ 日の出町総合計画

日の出町では、平成12年に策定した第三次基本構想「^{ニュー}新ひので^{ユートピア}理想郷プラン21」に基づく後期基本計画を平成17年3月に策定した。

計画は、「21世紀のひので新時代！3万人の自立都市・単独日の出市の大理想郷」の具体的な実現を目指し、五大政策を推進するものである。

夢...若者がこの町に住んで、この町で働く！活気あふれる新しい若者の日の出町の推進

「ひので福祉村構想」の推進・子育て支援と高齢者や障害者にやさしい町づくり等「福祉の充実」

IT（情報技術）の活用による「電子自治体・日の出町の創造」

環境を大切に作る循環型社会・日の出町の構築

明日を開く、広域行政の推進

(ア) 環境衛生

住みよい快適な環境を作るため、次のことを行う。

- a 美化意識の啓発とPR
- b 美しい清潔な町を維持するための指導
- c 居住地周辺の散乱ごみ、不法投棄の防止
- d 環境調査の実施
- e 河川の浄化対策

(イ) ごみ問題

廃棄物の減量・リサイクルを推進し、資源の有効活用を図るため、ひのでごみ00^{ゼロゼロ}大作戦21推進協力会を設置し、積極的な取組を行っている。

今後も循環型社会の構築に必要な資源回収と、多様化するごみの適正な処理・処分を促進し、ごみ処理基本計画に即したより一層のごみ減量化を図る。

a ごみの収集

容器包装リサイクル法に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物の分別収集を図る。

(a) ごみ収集はステーション方式とし、容器包装リサイクル法に則した分別収集を徹底する。

(b) 収集回数は、燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源物・有害ごみを合わせて週5回程度とする。

(c) 粗大ごみ・臨時多量ごみ、動物の死体については、戸別収集で行う。

b ごみ処理

(a) 収集したごみは、西秋川衛生組合で共同処理する。

(b) 容器包装廃棄物は、適切にリサイクル処理する。

c ごみの減量化

(a) 住民・行政・事業者が一体となった取り組みによるごみの排出抑制と分別の徹底を図り、リサイクルを促進する。

(b) 集団回収等のリサイクル活動を奨励し、回収団体に対し、助成する。

ウ 檜原村総合計画

檜原村では「みらいに誇れる村づくり」を基本理念に「人々が住みたくなる村」、「健康管理と福祉の充実で元気な村」、「森や水と調和した産業振興の村」、「心豊かな村民を育む村」づくりを目指し、目標年次を平成25年度とする「第4次総合計画」を策定した。

環境衛生に関しては、「ごみをつくらない・ごみとしない・ごみとさせない」の三要素を基本方針とし、減量、再資源化を図る。

(ア) 施策

a ごみの減量、再資源化運動の推進を図る。

b ごみ持ち帰りの啓発活動を推進し、観光ごみの減量を図る。

c 村内一斉清掃等は、住民と行政が一体化した美化運動であり、これを更に充実させ「ごみのない村」を目指すための事業実施の積極的な推進を図る。

d ごみの減量化・資源の有効利用を更に進めるために、ごみの分別収集に対する積極的な広報活動等を行い、住民の分別収集に対する意識の向上を図る。